

2-5	基本的人権の尊重	学習目安日 5月25日	教科書 P54~55
この単元の重要用語の解説			
基本的人権		国民の義務	
自由権・法の下での平等・社会権		(1) 子どもに普通教育を受けさせる義務	
参政権・自由権などの権利のこと		(2) 勤労の義務	
		(3) 納税の義務	

<基本的人権に関する条文> *教科書 P219 *知識理解

第11条
国民は、すべての基本的人の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、
() の権利として、()
に与えられる。

第12条
この憲法が国民に保障する自由及び権利は、() によって、これを保持しなければならない。また、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に
() のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条
すべて国民は、() される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、() を必要とする。

<公共の福祉による基本的人権の制限> *興味関心・態度

*認められると思う自由や権利に○をしよう！

- ① スマホで友だちの画像や悪口を書き込むこと () ② 医者希望の人が診療を行うこと ()
- ③ インフルエンザに感染した者が登校すること () ④ 京都で電光掲示板の派手な店をだす ()
- ⑤ 教員免許のないものが教師をする () ⑥ 授業中に好きなアイドルのことを考える ()

*自由や権利が制限されるときはどんなときだろう・・・? *思考判断・表現

<国民の義務> *3つの国民の義務が必要か不必要か○をして理由を考えてみよう！ *興味関心・態度

普通教育を受けさせる義務 必要 or 不必要

勤労の義務 必要 or 不必要

納税の義務 必要 or 不必要

() 組 () 番 氏名 ()